

一般社団法人自動車情報基盤整備機構 自動車情報管理センター 証明書情報集約サービス 提供時間に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 提供時間
- 第3条 提供の制限
- 第4条 提供時間の変更
- 附則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人自動車情報基盤整備機構（以下、「基盤機構」といいます。）自動車情報管理センター証明書情報集約サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）第5条に基づいて、その提供時間に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(提供時間等)

第2条 証明書情報集約サービスの提供時間等は、次の通りです。

区 分	時 間
通常（平日、土日祝日）	午前8時～午後8時 ^{注1}
年末年始（12月29日から1月3日）	休止（休業日）

注1 ご請求や申込書類の記載方法についてのご質問及び証明書情報の照会等の各種問合せ対応時間は、休業日以外の平日の午前9時00分から午後5時30分までとなります。

注2 障害連絡等緊急連絡の対応時間は、原則、証明書情報の照会等の各種問合せ対応時間と同じです。

(提供の制限)

第3条 基盤機構は、第2条に規定する提供時間内であっても、利用規約第34条の規定により、証明書情報集約サービスの提供を制限することがあります。

(提供時間の変更)

第4条 基盤機構は、証明書情報集約サービスの提供時間を変更することがあります。

2 基盤機構は、必要に応じて第2条に規定する提供時間以外にも、証明書情報集約サービスを提供することがあります。

附則

本細則は、令和5年1月4日から適用します。